

仕 様 書

1 借入物品

高性能パソコン（スタンドアローン）及びBIMソフト一式（以下「賃貸借機器」とする）

2 賃貸借期間

引渡日から5年間とする。

3 機器の引渡し日

契約締結後、令和7年3月31日までの間で協議して定める日とする。

4 設置場所及び設置台数

愛媛県庁第一別館1階 財産活用推進課
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

5 機器の仕様

別紙1 高性能パソコン（スタンドアローン）及びBIMソフト一式基本性能条件のとお

6 賃貸借料

賃貸借契約書の内容とし、次の費用を含む。

(1) 賃貸借機器の搬入にかかる費用

(2) 賃貸借機器の初期設定

環境設定(ネットワーク設定及び配線工事を含む)

(3) 賃貸借機器の入替前機器のデータ移行にかかる費用

(4) 賃貸借機器の動作確認にかかる費用

(5) 賃貸借期間中の保守にかかる費用（ファームウェアの更新を含む）

(6) 故障又は障害発生時の原因究明並びに修理または代替機器の提供に要する費用

(7) 賃貸借終了後の撤去にかかる費用

7 搬入及び初期設定

(1) 賃貸借機器の搬入及び初期設定については、原則平日の午前9時00分から午後5時00分とする。

(2) 搬入及び初期設定に際しては、行政事務遂行の支障とならないよう配慮すること。

(3) 搬入及び初期設定は、迅速に完了できるよう、適切な人員配置とすること。

8 保守体制

(1) 賃貸借機器の安定稼働を実現するため、賃貸借機器が完全に使用できるよう賃貸借期間中は次の保守を実施すること。

- ①賃貸借機器のハードウェアに起因する故障または障害発生の場合、
症状から故障及び障害発生の原因の究明を行い、サービスセンター等で迅速に修理または代替機器の提供を行うこと。
 - ②納入後明らかになった賃貸借機器のハードウェアの不具合・障害については、
愛媛県総務部財産活用推進課長（以下賃貸借機器管理責任者）に随時情報提供
を行うとともに、メーカーにより問題解決の方法が示された際には報告を行い、
迅速にその処理に当たること。
- (2) 上記(1)の実現のため、次の保守体制の整備を行うこと。
- ①当該機器の設置場所に到着できる保守サービス拠点があること。（各部署、各事
務所に対応する保守サービス拠点の場所、人員等を明確にすること。）
 - ②当該機器に係る保守窓口は1箇所に統一すること。

別紙 1

高性能パソコン（スタンドアローン）及び BIM ソフト一式基本性能条件

項目	仕様
パソコン本体	
本体	ノート型
ディスプレイ	16 インチ液晶ディスプレイ(フル HD 以上)
CPU	Intel Core i7-1355U プロセッサー相当
グラフィック	インテル(R) Iris(R) Xe グラフィックス および NVIDIA RTX(TM) A500 Laptop 相当
メモリ	16GB 以上
HDD(内蔵)	512GB M.2 SSD
キーボード	JIS 標準配列準拠キーボード(テンキー内蔵)
マウス	光センサーマウス(スクロール付)
光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ
再セットアップ用媒体	Windows 11 Pro
BIM ソフト	
BIM ソフト	ARCHICAD 同等品 (5 年間使用できるように調達すること) (オフライン環境で使えるようその他のライセンスも調達すること)
その他フリーソフト	県が指定するフリーソフトを協議の上インストールすること

その他

- ・スタンドアローン端末
- ・パソコン保守点検(5 年間 出張修理)